

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

		改 正 案	現 行
3 2		<p>(契約締結前交付書面の記載事項)</p> <p>第三十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第一号の二及び第十二号並びに第三項各号に掲げる事項については、当該契約締結前交付書面が委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる信託に係るものである場合は、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 運用の基本方針</p> <p>二（十一）（略）</p>	<p>(契約締結前交付書面の記載事項)</p> <p>第三十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>
	2	<p>一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二（十一）（略）</p>	<p>（新設）</p>
	（略）		

信託会社が特定信託契約の締結後に当該特定信託契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第九十六条第四項に規定する対象有

価証券をいう。以下この項及び第三十七条第七項において同じ。)」を信託財産とする方針であるときにおける準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 当該対象有価証券の名称、当該対象有価証券の価額の算出方法並びに当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法に関する事項

二 当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産(以下この号及び第五号において「ファンド資産」という。)の運用に係る業務を行う者、

ファンド資産の保管に係る業務を行う者並びにファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務を行う者(次号及び第四号において「ファンド関係者」という。)の商号又は名称、住所又は所在地及びそれらの者の役割分担に関する事項

三 当該信託会社とファンド関係者との間の資本関係及び人的関係

四 ファンド関係者間の資本関係

五 ファンド資産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあつては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称

(投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)

第三十条の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品(金融商品取引業等に

(投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)

第三十条の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品(金融商品取引業等に

関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号において同じ。）の原資産の信用状態に関する評価を対象とする金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付（実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とするものと認められるものを除く。）

二 （略）

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第三十七条 法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第十三号から第十五号まで及び第七項本文に掲げる事項については、受益者が金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家である場合又は当該報告書が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは第三十条の二第一項各号（第二号を除く。）に掲げる信託に係るものである場合は、この限りでない。

一〇七 （略）

八 第二号から前号までの財産以外の財産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号及び第七項において「対象財産」と

関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号において同じ。）の原資産の信用状態に関する評価を対象とする金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付（実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とするものと認められるものを除く。）

二 （略）

（信託財産状況報告書の記載事項等）

第三十七条 法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇七 （略）

八 第二号から前号までの財産以外の財産（次号に掲げる信託に係る受益権を除く。以下この号において「対象財産」という。）に

いう。)につき、対象財産の種類ごとに、次に掲げる事項(ただし、ハに掲げる事項にあっては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。)

イヽニ (略)

九ヽ十二 (略)

十三 計算期間における信託財産の運用の経過(信託財産の価額の主要な変動の要因を含む。)

十四 運用状況の推移

十五 当該信託会社がその業務又は財務に関する外部監査を受けている場合において、計算期間において当該外部監査に係る報告を受けたときは、当該外部監査を行つた者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

2ヽ6 (略)

6 信託会社は、対象財産に対象有価証券が含まれているときにおける報告書には、第一項各号に掲げる事項のほか、第三十条の二十三第三項各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該報告書の交付前一年以内に信託契約に係る顧客に対し交付した当該信託契約に係る契約締結前交付書面若しくは契約変更書面又は報告書に当該事項の全てが記載されている場合は、この限りでない。

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第四十条 (略)

つき、対象財産の種類ごとに、次に掲げる事項(ただし、ハに掲げる事項にあっては、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。)

イヽニ (略)

九ヽ十二 (略)

(新設)

(新設)
(新設)

2ヽ6 (略)

(新設)

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第四十条 (略)

2～8 (略)

9 | 信託会社は、金融商品取引業等に関する内閣府令第百三十条第一

項第十五号に規定する場合において、同号の金融商品取引業者が対象有価証券（同条第三項に規定する対象有価証券をいう。以下この項において同じ。）の取得又は買付けの申込みをするために講じた同号イからハまでに規定する措置により、当該対象有価証券の価額若しくは同条第六項に規定する監査報告書等を入手した場合又は当該金融商品取引業者から、当該金融商品取引業者が同条第一項第十五号の権利者に交付した金融商品取引法第四十二条の七第一項の運用報告書に記載された当該対象有価証券に係る同令第百三十四条第一項第二号ロに掲げる事項（以下この項において「記載事項」という。）の通知を受けた場合において、当該価額、当該監査報告書等及び当該記載事項を照合すること並びにその結果を当該権利者に対して通知することを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

10 | 信託会社は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第

百三十条の二第一項の規定による信託契約（以下この項及び次条第二項ただし書において「年金信託契約」という。）を締結し、当該年金信託契約に基づき、同法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の運用（以下この項及び次条第二項第八号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該年金信託契約の相手方である厚生年金基金から同法第百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金

2～8
(新設)

(略)

(新設)

に對して、その示されたところに従つて当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備しなければならない。

(信託財産に係る行為準則)

第四十一条 (略)

2 法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事項については、年金信託契約である場合に限る。

一〇五 (略)

六 厚生年金基金が厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十一号）第三十九条の十五第一項の規定に違反するおそれがあることを知った場合において、当該厚生年金基金に対し、その旨を通知しないこと。

一〇五 (略)
(新設)

七 厚生年金基金から、厚生年金基金令第二十条第一項第一号の規定に違反し、運用方法の特定があつた場合において、これに応じること。

一〇五 (略)
(新設)

八 積立金の運用に関して、厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。

3・4 (略)

(信託財産に係る行為準則)

第四十一条 (略)

2 法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

次に掲げる行為とする。

2 法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、

一〇五 (略)

一〇五 (略)
(新設)

四号) 第三十九条の十五第一項の規定に違反するおそれがあることを知った場合において、当該厚生年金基金に対し、その旨を通じ知しないこと。

一〇五 (略)
(新設)

七 厚生年金基金から、厚生年金基金令第二十条第一項第一号の規

一〇五 (略)
(新設)

定に違反し、運用方法の特定があつた場合において、これに応じること。

一〇五 (略)
(新設)

八 積立金の運用に関して、厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。

3・4 (略)

5 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は
、次に掲げる場合とする。

一〇七 (略)

- 八 兼営法第六条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託の
受益権の取得及び譲渡を行う場合
- 九 受益証券発行信託の引受けを行つた場合であつて、次に掲げる
全ての要件を満たす場合

イヽ二 (略)

5 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は
、次に掲げる場合とする。

一〇七 (略)

- 八 兼営法第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託
の受益権の取得及び譲渡を行う場合
- 九 受益証券発行信託の引受けを行つた場合であつて、次に掲げる
すべての要件を満たす場合

イヽ二 (略)